

学芸員資格について

1. 学芸員とは:

博物館(郷土博物館、美術館、文学館、歴史資料館、科学館…など)で、主に館の資料を整理・保存し、新たに価値づけしていくという専門的な仕事をする職業です。

学芸員資格とは学芸員になるための資格で、博物館法によって定められている**国家資格**です。

2. 学芸員資格を取得するには:

- (1) 課程履修に関する手続きをしたうえで**学芸員資格取得に必要な科目**(別紙 10 科目 19 単位)を全て履修して**単位を修得**し、大学を卒業する(学士の**称号**を得る)と、学芸員資格を得る(**資格証を交付される**)ことができます。
- (2) **本学で取得可能な(課程を設置している)学部・学科**(6 学部 10 学科):
文学部(日本語日本文学科・歴史文化学科・英語グローバル学科)、健康科学部(健康・スポーツ科学科、スポーツマネジメント学科)、生活環境学部(生活環境学科)、社会情報学部(社会情報学科)、音楽学部(演奏学科・応用音楽学科)、環境共生学部(環境共生学科)
※ 上記以外の**学部・学科**では課程を設置していません。
※ 医師や薬剤師、看護師のように、**国家試験を受験する必要はありません**。

3. 学芸員として就職するには:

学芸員資格を持っていても、すぐに学芸員として就職できるわけではありません。

各地の博物館が募集する採用試験に合格して、そのうえで「学芸員に任ずる」という辞令を交付されて初めて学芸員になることができます(任用資格)。

* 教員免許を持っていても、採用試験に合格しないと教員になれないのと同様です。

4. 学芸員資格を取得する意義:

- (1) **履歴書の資格欄に、「学芸員資格取得」と記入**することができます。
- (2) 一般企業や行政組織に就職した場合でも、**学芸員資格を持っていることにより、得意分野**(文化的な部署)への**配属が有利**にはたらくこともあります。
- (3) 近年はテクノロジーその他の変化の激しい時代で、人生百年時代が**到来**していると言われます。そのなかで、**学芸員の知見を得ておくことは、自分のセンスを磨くことにもつながり、これからの人生において大いに有益でしょう。**

5. 学芸員資格課程の履修要件:

- (1) 別紙により、配当年次を基に履修し、単位を修得してください。なかでも「博物館概論」と「生涯学習概論」は、**入門的な内容**なので、1 年次に取得しておきましょう。
- (2) 学芸員資格課程の集大成的内容の「博物館実習 A」・「博物館実習 B」は、履修要件があります。
次の 8 科目 16 単位をすべて修得すること(1 科目 2 単位)。
①博物館概論、②生涯学習概論、③博物館展示論、④博物館教育論、⑤博物館情報・メディア論、
⑥博物館経営論、⑦博物館資料論、⑧博物館資料保存論
「博物館実習 A」・「博物館実習 B」は、**同一年次に履修すること**。

お問い合わせ先:

武庫川女子大学附属総合ミュージアム

E-mail: haku@mukogawa-u.ac.jp